



社援協発0330第2号  
平成30年3月30日

各都道府県

消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
消費生活協同組合業務室長  
（公印省略）

### 消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部改正について

今般、消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する件（平成30年厚生労働省告示第164号）が告示されたところであるが、その内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、円滑な施行について特段のご配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言である。

### 記

#### 第一 改正の内容（別紙参照）

- (1) 一号収支分析について、一号分析期間に全期間（基準時点からすべての契約が消滅するまでの期間。以下同じ。）を新たに加える（第4条関係）。
- (2) 一号分析期間を全期間とする分析の前提については、次に掲げるもののほか一号分析期間を基準時点から少なくとも10年間とする分析の前提と同じものとする（第6条関係）。
  - ① 無リスク利回りに関するシナリオを次の4つとする（第6項第1号関係）。
    - イ 基準時点の国債の金利から見込まれる将来の金利で推移するシナリオ
    - ロ 基準時点の国債の金利が一定で推移するシナリオ
    - ハ イのシナリオに80パーセント又は120パーセントを乗じるシナリオ
    - ニ ロのシナリオに80パーセント又は120パーセントを乗じるシナリオ
  - ② 新契約に係る契約高は見込まないこととする（第6項第2号関係）。
- (3) 一号分析期間を全期間とする分析の確認の基準は、全期間にわたり共済金等の支払能力を維持し得ることとする（第7条関係）。
- (4) その他所要の規定の整備等を行う。

#### 第二 適用期日等

- (1) 告示日  
平成30年3月30日
- (2) 適用期日

平成30年4月1日から適用する。

ただし、改正後の確認基準は平成30年3月31日以後に終了する事業年度に係る事項に関する共済計理人の職務について適用する。